

令和3年度風景づくりに係るシンポジウム運営等業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度風景づくりに係るシンポジウム運営等業務

2 目的

かつての沖縄は、青い海を背にフクギに囲まれた赤瓦の美しいまちなみがあった。しかし、その美しい風景・まちなみは第二次世界大戦により破壊され、終戦後は、木造住宅の信頼低下により非木造建築物による急激な都市化が進んだ。その結果、かつての沖縄らしい風景、まちなみが失われてしまったが、近年、沖縄らしい風景を取りもどし、沖縄の魅力や県民の質的豊かさの向上を求める声が高まっている。

そこで、県では沖縄らしい風景づくり推進事業の一環として、シンポジウムを開催し、県民に対して、沖縄県特有の風土に根ざしたまちなみ景観や地域の人々の暮らしにおける様々な景観の魅力を紹介するとともに、有識者等による基調講演、パネルディスカッションをとおして風景づくりに関する意識の向上を図るものである。

3 事業期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日

※提案内容により、沖縄県・事業者協議のうえ、決定する。

4 委託業務の概要

- (1) シンポジウムの企画及び運営等一式
- (2) シンポジウムに係る広報
- (3) 記録及び報告書の作成
- (4) その他、協議し決定した事項

5 シンポジウムの企画及び運営等について

- (1) シンポジウム開催予定日等

令和3年10月～令和4年1月の任意の日で3時間を想定

「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等ガイドライン」による。（複数回開催可※会場使用料を業務委託に含めること）

なお、業務委託契約締結後に沖縄県・事業者協議のうえ、決定する。

- (2) シンポジウムの主催及び後援

主催：沖縄県

後援（予定）：内閣府沖縄総合事務局、関係団体

- (3) 企画設計等

- ①本業務目的を達成するために必要な事業の総合的な企画設計、実施計画書及び実施運営マニュアル作成業務を行うこと。

- ②集客効果のある企画設計を行うこと。
- ③会場全体の進行管理を行うこと。
- ④準備から開催までのスケジュール調整及び関係者との連絡調整等の業務を行うこと。
- ⑤本業務実施の効果を把握するため、必要なアンケートの実施・分析等を行い取りまとめること。

(4)シンポジウム集客目標人数

「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」を遵守した上で、延べ参加人数は200人を目標とする（ネット配信閲覧数含む）。

(5)会場設営・進行等

- ①基調講演講師及びパネルディスカッション出演者準備・控え室（十分な広さを確保）を用意すること。
- ②沖縄県・事業者（事務局）本部を設置すること。
- ③基調講演講師及びパネルディスカッション（開・閉式含む）出演・出席者の出番調整を行うこと。

(6)当日の配布物などの作成、スタッフ用備品の準備等

- ①シンポジウム全体の案内プログラムを参加人数分（予備含む）作成すること。
- ②スタッフ相互間の連絡が密に取れるよう、必要な通信機器等の準備を想定すること。

(7)アンケートの実施等

- ①シンポジウムの目的達成度を測るため、来場者・出演者・ネット配信閲覧者等を対象にアンケートを企画及び作成し、その集計・分析を行うこと。
- ②アンケートの体裁については、紙の場合はA4版片面、選択式回答及び自由意見形式とし、同内容をWeb等を利用して回答できるようにする。
- ③内容等は、委託業務契約締結後に沖縄県・事業者協議のうえ、確定する。

6 広報（企画提案とする。下記は参考例）

(1)モノレールを活用した広報

企画提案した広報の実施に向け、ポスター掲示等。実施にあたっては沖縄都市モノレール株式会社と調整し、沖縄県とも協議を行うこと。

(2)ポスター等の掲出・チラシの配布

- ①シンポジウムの趣旨・目的を踏まえ作成。また、多くの県民が風景づくりに興味を抱き、来場を促すものとなるよう留意すること。
- ②ポスター及びチラシの配布先は、契約締結後、沖縄県と協議の上行うこととするが、県内各市町村等の行政機関に対しては、沖縄県が配布・広報依頼を行うが、その他の施設の調整については、事業者が行うこと。
- ③校正は、沖縄県が校了とするまで行うこと。
- ④ポスターはA2サイズ・フルカラーを200部作成する。
- ⑤チラシはA4サイズ・フルカラーを2,000部作成する。

※これらの部数については、より効果的な広報企画が提案された場合、県と

の協議後に見直しを図ることができるものとする。

(3) 新聞広告の掲載

①シンポジウムの趣旨・目的を踏まえ作成。また、多くの県民がシンポジウムに興味を抱き、来場又はネット配信の閲覧を促すものとなるよう留意すること。

②新聞広告は、沖縄タイムス及び琉球新報、住宅情報誌「かふう」「タイムス住宅新聞」への掲載。

③校正は、沖縄県が校了とするまで行うこと。

(4) マスコミ、メディアの活用

県庁記者クラブをはじめ、県内メディアへ情報配信。

(5) その他ツールの活用

①シンポジウムの趣旨の内容をシンポジウム対象者となりうる層（一般インターネットユーザー、学生、行政機関関係者、建築事業者関連サイト）へWEB風景結々及びFacebook 風景ゆいゆいでのプロモーション。

7 新型コロナウイルス感染拡大時の代替案（シンポジウム開催不可となった場合）

風景づくりに関する県民の意識向上を図る内容を、提案すること。

8 成果品について

本業務における成果品は契約書で定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 報告書A4判カラー

2部

報告書は、シンポジウム開催実績概要（アンケート結果の取りまとめも含む）と、これらの実施状況が分かる写真を掲載すること。

(2) 当該業務に係るPDFデータ一式

(CD等で提出) 1部

9 再委託の禁止について

契約書第4条第2項に基づく以下の業務については、再委託を禁止する。

(1) 契約金額の50%を超える業務

(2) シンポジウムの企画・運営に関する業務のうち、企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）

(3) 広報に関する業務のうち、広告の掲出に係る企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）

10 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書等の印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。また、企画・運営・広報の補助業務に関しては再委託を認める。

1 1 連絡調整

- (1) 本事業の実施に当たり責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県に対して、統括責任者の氏名及び役職等を報告すること。
- (2) 責任者は、原則として月2回（契約締結月は1回）、当該委託業務の進捗状況等について報告等すること。その他、随時、沖縄県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。

1 2 その他

- (1) 委託業務の内容については、原則、企画提案書のとおりとするが、実施段階において諸事情により実施が困難な場合は、協議の上、変更を行うこととする。
- (2) その他、本仕様書に示されていない事項については、協議のうえ取り決めるものとする。